

補助金の交付状況に係る調書【令和4年度交付分】

補助金の名称		水洗化改造資金利子補給金 (下水道事業会計)		市の担当部課	都市整備部下水道課	
				問い合わせ先	0568-44-0337	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則(平成元年規則第13号)		要綱	—	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成元年度	補助終了年度 未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のため。 これらの目的を達成するため、下水道法では公共下水道の処理区域内における水洗便所への改造義務等についての規定があり、自治体は水洗便所へ改造しようとする者に対して必要な援助に努めることとされている。この補助金は、同法の趣旨をふまえたもの。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績
		0円		0円		0円
		(0円)		(0円)		(0円)
令和5年度予算		20,000円				
		(0円)				
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・くみ取り便所から水洗便所への変更 ・し尿浄化槽の廃止 ※ 令和元年度以降、当該補助金の交付実績なし				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—		
		うち補助事業全体の経費		—		
		うち補助対象経費		—		
		補助対象経費の内訳				
補助額の算出方法		補助率、補助額		対象資金の融資に係る利子相当額		
		補助限度額		対象資金の限度額は次のとおりで、補助限度額はその利子相当額 ・くみ取り便所の水洗化に係る資金 60万円まで ・し尿浄化槽の廃止に係る資金 40万円まで		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績払いのため	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全の推進				
その他参考事項		対象資金を融資した取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給 この補助金について、根拠となる規則に終期を規定していないが、下水の処理を開始すべき日から3年以内の案件を対象としており、3年を超える案件は対象外としている。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—		

※令和4年度の実績に基づき作成しています。